

## 利益相反管理方針

令和2年5月1日制定  
令和3年1月28日改定  
令和4年5月10日改定  
株式会社ビットポイントジャパン

当社が行う暗号資産交換業においては、お客様の利益と当社の利益が対立する可能性があります。この利益相反管理方針は、暗号資産交換業者に関する内閣府令第23条第2項第3号の規定に従い、お客様と当社との利益相反によりお客様の利益を不当に害することを未然に防止し、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための方針と体制を定めたものです。

### 1. 利益相反管理の対象

当社が行う取引のうち、①お客様と当社との間、もしくは、②お客様と当社の他のお客様との間に利益が対立する状況となり、お客様の利益が不当に害されるおそれがあるものを対象とします。

### 2. 利益相反行為の類型及び特定

当社は、利益相反行為を以下のとおり類型化し、当該判断基準に該当するおそれがあると判断した場合、内部管理統括責任者が利益相反行為の特定を行います。

類型	①お客様と当社又は当社グループ会社	②お客様と当社又は当社グループ会社の他のお客様
利害対立型	お客様と当社の利害が対立する取引	お客様と当社の他のお客様との利害が対立する取引
競合取引型	お客様と当社が競合する取引	当社のお客様と他のお客様とが競合する取引
情報利用型	当社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して当社が利益を得る取引	当社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して当社の他のお客様が利益を得る取引

取引例：

- (1) お客様の犠牲により、当社が経済的利益を得るか又は経済的損失を避ける可能性がある場合

- (2) お客様以外の者との取引に際して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨もしくはサービスの形で誘因を得る場合、又は将来得ることになる場合
- (3) お客様の取引相手の側に立つ取引を行う場合
- (4) お客様の取引相手との間の、お客様と競合する取引を行う場合
- (5) お客様の非公開情報の利用等を通じ、当社が利益を得る取引を行う場合
- (6) 当社が同一取引等に複数の立場で関与することにより、通常の見込みと同様の条件の取引等が期待できない場合

### 3. 利益相反管理の方法

当社は、以下の方法のいずれか又は複数の方法により、利益相反を管理します。

- (1) 利益相反取引の内容、方法又は条件等の変更
- (2) 利益相反取引の中止
- (3) お客様への利益相反状況の開示
- (4) その他取引に応じた適切な方法

### 4. 利益相反管理の体制

当社では、コンプライアンス部を利益相反取引の管理統括部署とし、コンプライアンス部管掌役員を内部管理統括責任者としています。利益相反取引についての情報は、管理統括部署に集約され一元的に管理されます。

当社の役職員は、実質的あるいは潜在的な利益相反を知った場合、直ちに内部管理統括責任者に通知し、内部管理統括責任者は、利益相反への最適な対処方法について検討を行ったうえで対応を行います。

また、内部管理統括責任者は、検討内容、対応方法及びその結果等について、取締役会、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会に対し報告します。

以上